

支部契約 Zoom 利用に関する要領

2023 年 9 月 19 日作成

(目的)

第 1 条 本要領は、千葉県支部で契約している Zoom を支部活動で有効に活用するために定める。

(Zoom の契約)

第 2 条 Zoom の契約・管理は、総務委員長が主管し、支部役員会の承認を得て契約を行う。

- 1 Zoom 契約は 5 契約未満の場合個人契約となる。この為、5 契約未満の契約は総務委員長が指定した個人が契約し、立替請求する。
- 2 複数契約の場合、管理する委員会を定めその委員長に管理を委ねる。

(Zoom 管理者)

第 3 条 Zoom 管理者は、総務委員長及び管理を委ねられた委員会委員長とする。

(利用範囲)

第 4 条 Zoom の利用は、支部活動に関わる会議、年次大会などの支部行事とし、利用者は支部会員とする。なお、支部活動に関わる千葉県支部以外の技術士、委員会が認めた一般の人の参加はこれを認める。会員であっても、支部活動以外の個人的な活動への使用は認めない。

(ID, パスワードの管理)

第 5 条 Zoom の使用にあたっては、Zoom サイトへのサインアップが必要となる。Zoom 管理者は、必要に応じてサインアップに必要な ID, パスワードを利用者に伝える。利用者は、教えられた ID, パスワードは他の者には教えてはならない。

(解約)

第 6 条 Zoom の利用が不要になった場合、総務委員長は支部役員会の承認を得て Zoom 契約を解約する。

附則

この規定は 2023 年 10 月 22 日より施行する。